

## V. 経済労働部

### A. 管理局

#### a. 産業政策課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
松山港利用促進協議会負担金	松山港利用促進協議会	2,344,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

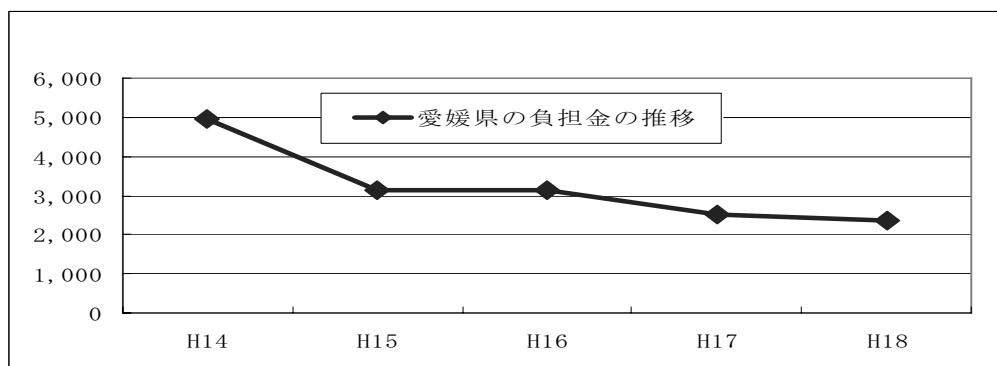
松山港の定期貨物航路の維持拡大と港湾振興を図るため、行政、団体、企業等で組織する任意団体である松山港利用促進協議会(以下「協議会」という)に対して負担金を交付している。

松山港は、平成5年3月の愛媛FAZ構想を契機に、四国及び瀬戸内経済圏の貿易拠点として、県が主体となって機能強化を図っており、官民が一体となった、定期貨物航路の開設や貨物の集荷促進、外港新埠頭の全面供用に向けた国への要望活動等の取り組みを行う必要がある。また県内企業の為に輸出入を増加させるため、国においては、平成18年度から、船舶の大型化や貨物量の増加に対応するため、外港新埠頭水深13メートル岸壁の整備を進めており、今後も松山港の利用促進に取り組んでいく必要がある。

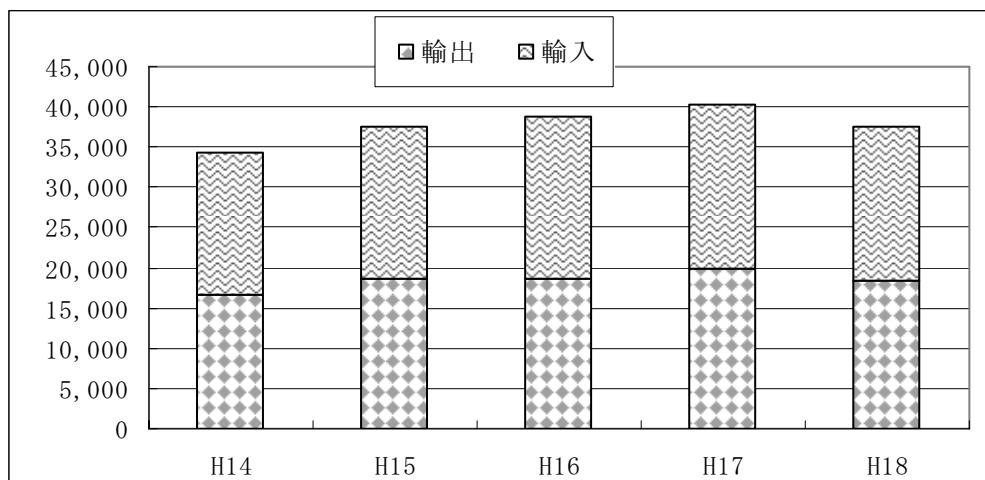
そこで当趣旨を達成する目的で設立された協議会から請求があった際に負担金を支出している。当協議会は、会員に県、松山市、各種団体、物流事業者、製造業者、金融機関、流通業者などによって組織され、行政をはじめ、関係団体・企業が幅広く会員となっており、一部の業界だけでなく、松山港地域の全体的な振興を目的とする組織である。会員は1口以上の会費(年5万円)を納入しなければならない。

##### (2) 過去の支出状況とコンテナ取扱量

愛媛県の負担金の推移	単位:千円				
	H14	H15	H16	H17	H18
愛媛県の負担金の推移	4,942	3,140	3,140	2,512	2,344



松山港コンテナ取扱量の推移	コンテナ数				
	H14	H15	H16	H17	H18
輸出	16,608	18,671	18,738	19,788	18,402
輸入	17,598	18,861	20,163	20,494	19,186
合計	34,206	37,532	38,901	40,282	37,588



なお、平成 19 年度の愛媛県の負担金はさらに 1,739 千円に減少している。

## 2.監査結果

上のグラフのようにコンテナ取扱量は年々増加してきたが、平成 17 年をピークに下降している。

平成 18 年度は専任の臨時職員の廃止や、事務費の削減等を行っているが、協議会会長が体調を崩し、事業を十分に実施できず予算支出 12,047 千円に対して決算支出 3,282 千円となっている。組織の機能が特定の人に依存し、業務の遂行がその人次第であったことは問題であったと思われる。（意見）。

また、国際定期貨物航路の開設、コンテナ貨物取扱量の増加が図られているが、松山港は、ここ数年、取扱量が頭打ちになってきていることに対しては、ポートセールスを推進する上で今までの方法がいいのかどうか検討する必要があるのではないか（意見）。

a. 産業政策課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
(A) 国際見本市開催事業費負担金	愛媛国際見本市協議会	12,200,000
(B) 愛媛 FAZ 支援センター運営費負担金 ※平成 19 年度からは、「ジェトロ・愛媛産業国際化センター運営費負担金	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）	14,421,900
(C) 愛媛貿易情報センター運営費負担金	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）	11,203,366

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(A) 国際見本市開催事業費負担金について

(1) 補助金等の目的、趣旨

①目的と趣旨

愛媛県によると、愛媛国際見本市協議会が開催する国際見本市等の経費を負担し、県内企業が外国企業と直接商談する機会を継続的に提供することにより、県内企業の国際競争力の強化、本県産業の国際化を推進するための負担金（以下、本報告書では「補助金」という。）ということである。

②根拠法令等

第五次愛媛県長期計画後期実施計画に盛り込まれている「産業国際化推進」方針に準拠し、支出しているとのことである。

③国際見本市協議会について

本件補助金は平成 14 年度から 18 年度にかけて 3 億円支出されている。詳細は（2）を参照されたい。この 3 億円は国際見本市協議会に投下されている。そこで国際見本市協議会について紹介しておく。愛媛国際見本市協議会規約第 2 条によるつぎのように示されている。

「愛媛 FAZ 地域において、県内企業と外国企業の商談の機会を提供し、地方の企業が外国企業に対して直接アプローチできる契機を創出することにより、海外とのビジネスを促進し、県内事業者及び消費者への輸出入品に関する情報発信の機会を提供するため、アイテムえひめ及び海外における国際見本市等開催に関する企画、実施及びこれらの育成、運営主体としての人材育成を図り、もって県内産業の国際化及び同施設の国際産業交流拠点化

に資することを目的とする。」、と。

また、実施する事業については第3条に記載されている。つぎの5つである。

- ・国際見本市の企画、開催
- ・国際見本市の定着、充実化のための各関係機関への働きかけ及び各企業、団体に対するニーズ調査
- ・国際見本市主催団体としての人材の育成
- ・国際見本市主催団体としてのPR活動
- ・その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (2) 過去の支出状況

### ①過去5カ年の推移

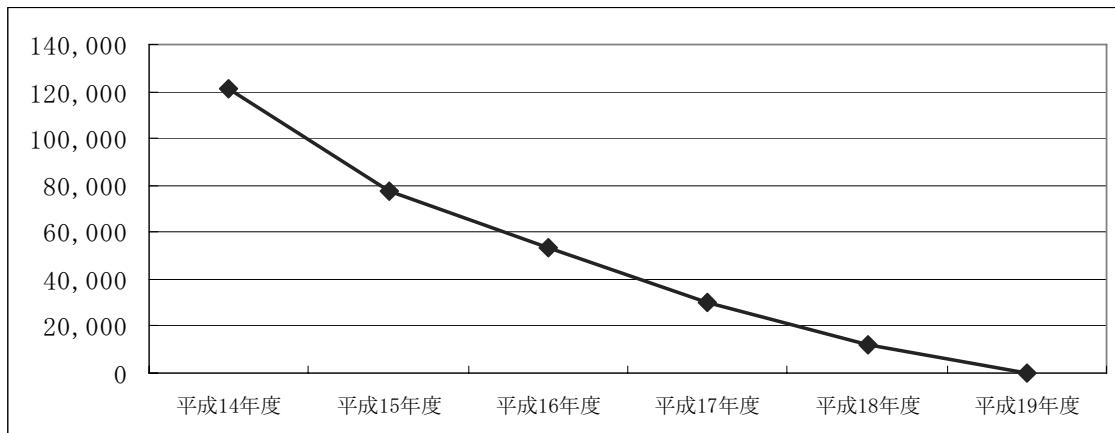
当該補助金をめぐって、もっとも留意すべき関心事は、過年度の支出状況、推移、そして平成19年度に廃止となっているという事実である。平成18年度の支出額は1,220万円と多額ではないが、しかし、平成19年度には廃止となっており今後県民の目に触れるこのない補助金であるため、ここに書き留めておくことにした。平成14年度、15年度頃の多額の資本投下に注目して欲しい。

まずは支出状況を示しておく。

(単位:千円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	累計
補助金支出額	121,500	77,454	53,465	30,000	12,200	0	294,619

推移の状況をグラフにすると、補助金支出額の削減状況は一目瞭然である。つぎのとおりである。補助金支出額の急減ぶりには注目すべきものがある。



削減理由については、①平成17年度以降の国庫補助が廃止されたこと、②過去の開催

実績や企業ニーズ等を踏まえ、開催テーマや事業規模・内容を決定してきたこと、③近年は、これまでの大規模見本市形式による事業実施を見直し、事前マッチングに重点を置いた小規模な商談会形式に転換することで大幅なコスト削減に努めたこと、④輸入促進から輸出促進という国の貿易振興策の転換や多様化する企業ニーズ等を踏まえ、従来の輸入促進重視から多様なビジネスチャンスの創出へと施策の転換を図ったことにある、と説明される。

他方、本件補助金支出の有用性はつぎのような側面に現れている。海外進出企業数の増加、国際取引実施企業数の増加、貿易総額の増加等の側面である。平成14年度と18年度とを比較するとつぎのようになる。

	平成14年度	平成18年度	増加率
海外進出企業数（拠点）	185	256	1.4
国際取引実施企業数（社）	346	391	1.1
貿易総額（億円）	6,600	14,148	2.1

いずれにせよ、この削減状況という一事をもって即断することはできないが、推移の状況と零に帰した背景からみると——本件削減は愛媛県の財政事情によるシーリング予算の影響、国庫補助の廃止等、種々の契機があるが——、本件補助金支出がかねて、やむにやまれぬ必要性があって支出されたものと認め難いものとみることができよう。

## ②補助金の使途と公益上の必要性について

さて、地方自治法232条の2は、「公益上必要がある場合」に限って、補助金支出することを容認する。したがって愛媛県が本件補助金を支出するに際しては、過去に国庫による1/2の負担がある（あった）から、産業国際化は県の長期計画に盛り込まれているからといって、無条件に補助金支出を継続できるはずではなく、補助金を支出する以上、地方自治法232条の2の要件を充足する義務がある。

そして既述のように、地方公共団体の長が特定の事業について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要である。また同時に、対象となる事業が交付の目的と直接的に関連していることが必要である。

そこでまず、補助金の使途について整理しておきたい。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
補助金支出額	121,500	77,454	53,465	30,000	12,200
会場借上費	10,302	8,090	6,319	4,186	849
設計費	23,950	28,234	10,742	840	
装飾費	28,521	11,239	19,526	307	1,175
補助要員費	12,040	5,821	6,004		
広報費	43,182	22,100	9,373	10,019	5,055
商談促進経費				1,638	2,176
展示企画経費				1,725	
事務諸費	3,505	1,971	1,502	17,239	2,945
出展料収入				-5,954	
合計	121,500	77,454	53,465	30,000	12,200

また各事業年度に開催された主たる見本市等はつぎのとおりである。

年度	項目	開催日	出展者数 (企業)	来場者数 (人)	商談件数 ないし額
平成 14年 度	えひめ国際エコビジネスフェア2002	H14/10/3, 4, 5 3日間	50	5,109	10億円
	えひめ国際福祉産業フェア2002	H14/11/28, 29, 30 3日間	54	7,412	6億円
	えひめ環太平洋ビジネスフェア2003	H15/2/20, 21, 22 3日間	166	8,585	6億円
平成 15年 度	えひめ国際環境・福祉産業フェア2003	H15/10/2, 3, 4 3日間	78	8,698	5億円
	えひめ環太平洋ビジネスフェア2003[秋]	H15/11/27, 28, 29 3日間	229	7,318	9億円
平成 16年 度	えひめ環太平洋ビジネスフェア2004	H16/11/17, 18, 19 3日間	51	3,785	4億円
	えひめ国際環境技術・機器フェア2005	H17/1/26, 27, 28 3日間	45	4,738	2億円
	えひめ国際福祉産業フェア2005	H17/2/16, 17, 18 3日間	43	5,136	9億円
平成 17年	見本市事業 えひめワールドビジネ	H17/12/9. 10. 11 3日間	68	7,118	1億円

度	スフェア2005				
	商談会事業 えひめ国際福祉ビジネス商談会2006	H18/2/16, 17 2日間	37	1, 143 (633社)	606件
平成 18年 度	商談会事業 えひめ中国・原材料調達点2006	H18/11/8, 9 2日間	27	254 (138社)	119件
	商談会事業 えひめ産品海外バイヤー商談会	H19/3/9, 10 2日間	34		63件

補助金の多くは、出展募集経費、商談促進経費、会場設営・装飾費、会場運営経費等、国際見本市等を開催する経費に費消されている。仮にそれぞれの項目に不必要に高額な支出が織り込まれておらず必要最低限の経費で実施されているとして、このような経費は公益上の必要性がある支出といえるのか否かについて若干検討する。

過去5年間を省みて補助金として支出された額は、3億円に達する。この3億円は、本来、愛媛県ないし県民全体の利益のためにこそ活用されるべき資金である。しかし、国際見本市協議会を通じて国際見本市等の開催のために活用されるとなると、自ずとその恩恵を受ける範囲は限定されてくる。具体的直接的には当該利益は、各見本市の出展者、来場者、商談成約者等に帰属するものと思われるが、間接的な影響も考慮すると、国際取引実施企業に及ぶと解するのがより適切であろう。そうすると、平成18年度現在で391社の国際取引実施企業があるというのであるから、3億円（294, 619千円）を391社で除すると、一社当たり5年間で75万円（年額15万円）の補助金を受けている計算になる。

この75万円の価値について、たとえば各社に対し75万円の補助金を支出しなければ当該企業において国際競争力の強化に失敗し、愛媛県の国際化の推進を阻害するような状況に陥るか否か、75万円の補助金支出をすれば当該企業の競争力の強化に大きく貢献するのか否か等の側面から検討する必要があるが、現状はこのような分析はおこなわれていない。

また、平成14年度から開催された見本市等の開催日数を合計すると33日になる。つまり、33日のために3億円が投下されているのだから、仮に開催日で除すれば、一日あたり約1千万円（9,821千円）の経費を投じていることになる。ただし、見本市の開催には一定程度の準備期間が必要であり、厳密にはこの点も考慮にいれる必要がある。だが、見本市等の開催をめぐって、一定規模以上の民間企業であれば当然実施するABC分析（Activity Based Costing、活動基準原価計算）等の管理会計手法に基づく厳密なコスト

分析を行っておらず詳細は不明なので、具体的な数値による吟味検討は不可能だからである。

ところで、確かにそれぞれの見本市や商談会で数多くの商談が成立している。商談額や商談件数を参照して欲しい。そうすると、本来であれば、このような経費は、参加企業、商談成立事業者、あるいは来場事業者等の利益に直結するものであるから、その利益を受ける者が負担すべきものである。いわゆる受益者負担の原則である。この受益者負担原則を超越して、地方公共団体が経費を負担する場合には、経費負担と県・県民の利益とが直接的密接な関連性を有していることが必要である。そうでなければ、公平性を確保することはできないからである。

だがしかし、愛媛県においては、上記経費負担が、全体的包括的には「県内企業の国際競争力の強化」と「産業国際化」に貢献しているとの認識はもっている。国際化に関係する補助金全体での効果は後述のとおり、それなりに分析されてはいるが、個別的な把握はそれが困難な側面も多分にあるため、個々の補助金ごとの個別具体的な効用についての分析・検討がなされていない状況である。

しかも、仮に、平成14年度、15年度頃の7千万円を超過する多額の補助金支出が、真に「県内企業の国際競争力の強化」と「産業国際化」に直結しているのであれば、平成16年度以降も、見本市や商談会の開催要請が高く、来場者も増加傾向になるはずである。しかしながら、次第に縮小傾向にあるようにみえる。その契機は、既述のように大規模見本市方式の見直しによるのであろうが、そうであれば、当初より大規模見本市形式ではなく、小規模な商談会形式を複数回繰り返すべきではなかったかと思慮するのである。つまり、効率性ないし効果性に疑問を抱かざるを得ない状況なのである。

なお、愛媛県は本件補助金に限らず、全県として国際化の進展に取り組んでおり、その効果はつぎのようなところに顕著なので、国際化事業取り組みの成果として紹介しておきたい。

(あ) 愛媛県では、経済のグローバル化が急速に進展し、世界規模での地域間競争が激化する中、地域経済の国際化による県内産業の活性化を図るために、全国に先駆けて愛媛FAZ構想を策定（H5.3.24 計画承認）し、松山港地域における総合的な国際物流拠点の整備や、県内企業と海外企業とのダイレクトな商談機会の提供など、県内企業の国際的な事業展開を支援するための環境づくりに取り組んできている。

(い) 具体的には、愛媛国際物流ターミナル（アイロット）や愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）の整備、松山港の機能強化（コンテナターミナルの整備、CIQ体制の整備等）、国際定期貨物航路の誘致のほか、アイテムえひめを会場とした国際見本市の開催など、ハード・ソフト両面から構想の推進に努めてきていている。また、このような愛媛FAZ構想という壮大な施策の一環のなかで、国際見本市等の支援が実施されていることも事実である。

(う) 愛媛FAZ構想策定当時（平成5年）と比較してみると、松山港においては、国際定

期貨物航路がなかった状況から、現在では、8航路・週12便が就航し、年間約4万本のコンテナ貨物を取り扱う四国最大の貿易港に成長し、貿易総額も約3倍に増加している。

(え) また、愛媛県産業の国際化の状況をみると、

県内企業の海外進出状況は、

73拠点（平成5年末）から256拠点（平成18年末）と約3.5倍

国際取引実施企業数は、

229社（平成7年）から406社（平成19年）と約1.8倍

貿易総額は、

平成5年：4,454億円（輸出2,200億円、輸入2,254億円）

平成18年：1兆4,148億円（輸出5,947億円、輸入8,201億円）と  
約3.1倍（輸出3.7倍、輸入2.7倍）〔※四国全体の約60%を占める〕

このように大幅に増加しているほか、過去に負担金により延べ28回開催した国際見本市等での商談額は約101億円に達するなど、愛媛FAZ構想の推進は、「県内企業の国際競争力の強化」と「本県産業の国際化」に大きく寄与したものとみることができる。

(お) 本件補助金は、愛媛FAZ構想を推進していくうえで、その一環として国際見本市開催費用として支出したものであり、愛媛FAZ構想の成果をみても、本件補助金の支出目的は愛媛県FAZ構想に基づく適切なものであったと評価することができる。

(か) なお、FAZ法（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法）の期限切れ（平成18年5月）を控えた、平成18年3月に、愛媛FAZ推進協議会において取りまとめた「松山港を核とした産業国際化施策の今後の方向性に関する検討結果報告書」においても、愛媛FAZ構想の取組みと成果を整理・分析したうえで、今後の産業国際化の方向性が示されており、愛媛FAZ構想全体としての具体的な効用の分析・検討はおこなわれているものと認めることができる。

さて議論をもとにもどそう。本件補助金支出は愛媛FAZ構想に基づくものであり、構想全体としての効果を認めることができる。確かに参加者に対するアンケート調査、愛媛FAZ推進協議会による「検討結果報告書」、県内企業の貿易・投資等実態調査、県内企業の海外進出状況調査等を経て、愛媛県はつぎのような結論に至っているので紹介しておきたい。

「上記調査結果等を分析・検討することで、本県産業の国際化の現状や動向、県内企業のニーズ等を的確に把握し、今後の施策展開に活かすことは十分可能であり、施策の重点を輸入促進から海外展開支援に移した現時点においては、過去の見本市等の受益者に対する追跡調査等を改めて実施する必要性は低く、費用対効果の面で疑問がある。なお、国内外での国際商談談会など、現在実施している輸出促進にかかる各種支援事業においても、参加企業に対して、商談直後のアンケート調査のほか、定期的（半年後・1年後）なアン

ケート調査や随時の聞き取り調査により商談進捗状況など成果の把握に努めるとともに、ジエトロ愛媛等関係機関と連携のもと、参加企業の継続的なフォローアップに取り組んでいっているところである。」

以上のように、構想全体として効果が認められ、成果の整理、分析がおこなわれていることは認めることができよう。だが、だからといって、このことをもってただちに、本件補助金の支出が必要最低限のものであり、かつ本件支出により最大の効果を得ていることを基礎付けられはしても、保証されるわけではないのである。目的を定めて補助金を支出する以上、個別具体的にその補助金についての分析・検討が必要なのである。そうすると、本件補助金は必要額以上の支出がなされていないものとただちに認めるることはできないのである。

本件補助金支出について、直接の受益者は国際取引実施企業といえるが、同時に、消費者となる一般県民に対する輸入品に関する情報発信の機会の提供をも目的とされており、見本市来場者に代表される一般県民をも間接的な受益者に含めることもできる。国際見本市開催による愛媛県経済への好影響に伴うその反射的効果をつうじて、県民全体の利益に補助金の効果が換言されているであろうことは、イメージとして把握することはできる。

だが他面において、結果（効果）分析が困難な側面もあることから国際化に関する補助金全体の相互作用の結果としての効果分析にとどまっており、本件補助金についての個別具体的な効果の程度は明らかではないことも事実である。5年で3億円という規模の補助金を支出しているのであるから詳細な分析・検討は不可欠であり、個別具体的な効率性の分析は不要で全体分析のみでよいとする特段の事情もない。

したがって、支出目的については広い意味での公益性が認められるとしても、5年で3億円という規模の補助金支出額の妥当性について、補助金支出として当然に要求される効率性の保証が十分なされているとはいえないのであるから、必要限度額を超過する部分については公益上の主観的、客観的な必要性に疑義が生じることになる。また同時に、地方自治法2条14項が最小コストで最大効果を追求することを要請している趣旨に鑑みると、現状では、地方自治法の要求するところを十分満たしているものということはできない。

とはいっても、本件補助金は、平成19年度には既に支出額は「零」に帰しているので、もはや補助金停止を検討する意味もない。そこで、愛媛県においては過去に見本市等に参加した受益者が、「国際競争力強化」を達成し、県の「産業国際化」施策に対していかように貢献しているのか、追跡調査し、改善すべき点は改善を勧告する義務がある。そうでなければ、不要不急な補助金を支出したままの状況を放置することになるからである。

また今後、同様の補助金が予定される場合には、効率性に関する厳密なコスト分析を通じて必要最低限であること等、地方自治法が求める各要件の保証をなしうるよう配慮する必要がある。

(B) 愛媛 FAZ 支援センター運営費負担金について

※平成 19 年度からは、「ジェトロ・愛媛産業国際化センター運営費負担金」

(1) 補助金等の目的、趣旨

① 目的と趣旨

まずセンターの概要についてはつぎのとおりである。

- ・愛媛FAZ支援センター（平成8年4月1日～平成18年4月16日）について

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）がアイテムえひめ内に設置した機関であって、貿易・投資の専門アドバイザーが常駐し、実務レベルでのアドバイスを提供することにより、海外取引に関する人材・ノウハウ等が不足している県内企業の国際競争力の強化を図り、本県産業の国際化を推進する機関である。

- ・ジェトロ・愛媛産業国際化センター（平成18年4月17日より）

FAZ支援センターを発展的に解消し、輸入から輸出や海外進出など多面的で総合的な国際展開の支援を図るため、貿易・投資の総合支援窓口として、ジェトロが新たに設置した機関である。

このセンターは、設置者であるジェトロはもとより、県（職員2名常駐）のほか、地元関係機関が連携・協調し、貿易アドバイザーによる相談のほか、各機関による支援提供など、県内産業の更なる国際化を目指すワンストップ支援機関として、地元企業のニーズに迅速かつ対応し、県内産業の国際化推進に必要不可欠である、とのことである。

② 根拠法令等について

つぎの通知文書あるいは協定書により、当該負担金（以下、「補助金」という。）を支出している。

- ・愛媛FAZ支援センター（平成8年4月1日～平成18年4月16日）  
「通商産業省貿易局総務課長通知」（平成8年3月19日付）

- ・ジェトロ・愛媛産業国際化センター（平成18年4月17日より）  
「運営経費に係る協定書」（平成18年4月1日締結）

③ ジェトロ・愛媛産業国際化センターの業務内容

ジェトロ・愛媛産業国際化センターの業務内容はつぎのとおりである。

- ・貿易・投資相談
- ・海外ビジネス情報提供
- ・外取引に係る人材育成支援
- ・貿易手続きサポート
- ・海外経済セミナーの実施
- ・個別商談支援（販路開拓、取引先斡旋等）
- ・国内外での商談会の実施

・愛媛県及びジェトロの支援事業の実施

④ ジェトロ・愛媛産業国際化センターの利用実態

ジェトロ・愛媛産業国際化センターの利用実態は（2）のとおりである。補助金額の推移とともに表示しておく。それなりに活用されているようであり、平成18年度にはアドバイザーに512の相談があったとのことである。

相談件数の増加については、つぎのように分析されている。

近年、輸出に関する相談件数が大幅に増加し、17年度以降、輸出相談が輸入相談を上回っている。相談者は、いわゆる零細企業をはじめ、中小から大手企業まで、また、個人事業主や一般消費者など、個人レベルから大企業まで幅広く利用されている。相談内容は、初歩的なものから専門的なものまで、また、手続き的なものからマーケティングまで多岐にわたっており、具体的には、市場調査・契約・通関・運送、決済等貿易手続や、海外経済情勢・諸規則・取引相手業者名簿・投資環境等である。相談者の所在地をみると、中予が約60%、東予が約28%、南予が約11%、県外が約1%と偏りがみられるものの、県下全域の企業の相談に対応している。また、東予、南予が増加傾向にある。相談者の業種をみると、食品、紙加工、環境、機械、電機、建築、繊維、生活雑貨、サービス等多岐にわたっている。センターの利用促進を図るため、設置主体であるジェトロ愛媛はもとより、共同運営者である、県、愛媛県産業貿易振興協会、愛媛エフ・エー・ゼット㈱において、あらゆる機会を捉えて、センターのPRを行っているところである、とのことである。

(2) 過去の支出状況

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
愛媛FAZ支援センター運営費 補助金補助金支出額(千円)	12,948	12,840	12,840	12,840	14,421
アドバイザーによる相談実績 (回)	391	405	520	460	512
相談単価(千円)	33.1	31.7	24.7	27.9	28.2

平成18年度に増加しているが、これは新センター開設に伴う経費の一部負担によるものであり、平成19年度は10,618千円に縮減されている。

ところで、愛媛県が負担する補助金の支出額であるが、平成8年の「通商産業省貿易局総務課長通知」（平成8年3月19日付）で、アシスタント1名——定額3,600千円、事務費——定額4,800千円、土地賃借料——所要額と規定されており、愛媛県に裁量の余地はない。また、「運営経費に係る協定書」（平成18年4月1日締結）では、愛媛

県はアドバイザーおよびアシスタントの人物費、事務所、賃借料を負担することが取り決められており、事実上、愛媛県に裁量の余地はない。

愛媛県は、当該補助金支出をするか否か、その額をどうするのか等についての裁量の余地はないのであるから、いかに支出に対する効果を追求し、県民に還元させるかが重要な課題となる。

したがって、愛媛県は県民および県下の事業者に対して、広く「ジェトロ・愛媛産業国際化センター」の存在を周知するとともに、その活用を促進するよう配慮することが必要である。そうでなければ、地方自治法2条14が規定する最小経費最大効果の趣旨に違背することになるからである。

#### (C) 愛媛貿易情報センター運営費負担金

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

###### ①目的と趣旨

愛媛県によるとつぎのとおり説明される。

愛媛県の通商振興、産業の国際化を推進するため、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が設置した「愛媛貿易情報センター(ジェトロ愛媛)」の運営に要する費用の一部を負担するものである。ジェトロ愛媛の国内外ネットワークにより収集・蓄積された貿易に関する各種情報やノウハウ、サービス等の提供は、本県産業の国際化推進に必要不可欠であることがその理由である。

###### ② 根拠法令等について

当該補助金支出は、通商産業省貿易局通知(昭和49年10月25日付け49貿易第767号)を根拠におこなわれている。なお、産業国際化の推進については、第五次愛媛県長期計画後期実施計画にも盛り込まれているところである。

###### (2) 過去の支出状況

過去5カ年の推移について、既述の愛媛FAZ支援センター運営費補助金とあわせて示すとともに、愛媛貿易情報センターの全体の収益構造を示しておく。県民一人一人が貿易等実務への関与の程度に関係なく、当該状況を把握することは重要と思慮するからである。

(単位：千円)

	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入	愛媛FAZ支援センター運営費補助金支出額	12,948	12,840	12,840	12,840	14,421
	愛媛貿易情報センター運営費負担金	21,901	19,407	15,258	15,511	11,203
	合計	34,849	32,247	28,098	28,351	25,624
	市町村等負担金	4,776	4,232	3,328	3,383	
	JETRO本会負担金	45,707	43,518	36,623	36,170	
	愛媛貿易情報センター収入合計	85,332	79,997	68,049	67,904	
支出	人件費	26,929	27,929	28,709	27,731	
	管理費	13,928	14,289	12,047	15,036	
	事務費	44,475	37,778	27,292	25,136	

ここでは人件費、管理費、事務費等の詳細は検討しない。検討したとしても、事実上、愛媛県には経費削減等の裁量の余地がないからである。ただし県民として、ジェトロにおいて人件費や事務費にそれぞれ2千万円以上のコストを要していることへの留意は重要である。

そこで愛媛県は、当該補助金支出をするか否か、その額をどうするのか等についての裁量の余地はないのであるから、いかに支出に対する効果を追求し、県民に還元させるかが重要な課題となる。したがって、愛媛県は県民および県下の事業者に対して、広く「愛媛貿易情報センター」の存在を周知するとともに、その活用を促進するよう配慮することが必要である。そうでなければ、地方自治法2条14が規定する最小経費最大効果の趣旨に違背することになる。また同時に貿易に関与する特定の事業者のみの利益に貢献することになれば、貿易に無関係の他の県民との間に公平性を保つことはできず、地方自治法の本旨に反することになるからである。

あわせて、より効率的な県内企業への支援や対愛媛投資促進をおこなうために愛媛県が行う他の国際経済交流事業等との関係を、全体的包括的な視点から見直すとともに、国際化事業をもっとも効率的、効果的かつ公平性に反するがないように推進していく必要がある。

## 2.監査結果

### (1) (A) 国際見本市開催事業費負担金について

① 本件補助金支出について、直接の受益者は国際取引実施企業といえるが、同時に、消費者となる一般県民に対する輸入品に関する情報発信の機会の提供をも目的とされており、見本市来場者に代表される一般県民をも間接的な受益者に含めることもできる。国際見本市開催による愛媛県経済への好影響に伴うその反射的効果をつうじて、県民全体の利益に補助金の効果が換言されているであろうことは、イメージとして把握することはできる。

だが他面において、結果（効果）分析が困難な側面もあることから国際化に関する補助金全体の相互作用の結果としての効果分析にとどまっており、本件補助金についての個別具体的な効果の程度は明らかではないことも事実である。5年で3億円という規模の補助金を支出しているのであるから詳細な分析・検討は不可欠であり、個別具体的な効率性の分析は不要で全体分析のみでよいとする特段の事情もない。

したがって、支出目的については広い意味での公益性が認められるとしても、5年で3億円という規模の補助金支出額の妥当性について、補助金支出として当然に要求される効率性の保証が十分なされているとはいえないのであるから、必要限度額を超過する部分については公益上の主觀的、客觀的な必要性に疑義が生じることになる。また同時に、地方自治法2条14項が最小コストで最大効果を追求することを要請している趣旨に鑑みると、現状では、地方自治法の要求するところを十分満たしているものということはできない。

とはいって、本件補助金は、平成19年度には既に支出額は「零」に帰しているので、もはや補助金停止を検討する意味もない。そこで、愛媛県においては過去に見本市等に参加した受益者が、「国際競争力強化」を達成し、県の「産業国際化」施策に対していくかよう貢献しているのか、追跡調査し、改善すべき点は改善を勧告する義務がある。そうでなければ、不要不急な補助金を支出したままの状況を放置することになるからである。

また今後、同様の補助金が予定される場合には、効率性に関する厳密なコスト分析を通じて必要最低限であること等、地方自治法が求める各要件の保証をなしうるよう配慮する必要がある。（意見）

### (2) (B) 愛媛FAZ支援センター運営費補助金および(C) 愛媛貿易情報センター運営費負担金について

愛媛県は、当該補助金支出をするか否か、その額をどうするのか等についての裁量の余地はないのであるから、いかに支出に対する効果を追求し、県民に還元させるかが重要な課題となる。したがって、愛媛県は県民および県下の事業者に対して、広く「ジェトロ・愛媛産業国際化センター」および「愛媛貿易情報センター」の存在を周知するとともに、その活用を促進するよう配慮することが必要である。そうでなければ、地方自治法2条1

4が規定する最小経費最大効果の趣旨に違背することになる。また同時に貿易に関与する特定の事業者のみの利益に貢献することになれば、貿易に無関係の他の県民との間に公平性を保つことはできず、地方自治法の本旨に反することになるからである。

あわせて、より効率的な県内企業への支援や対愛媛投資促進をおこなうために愛媛県が行う他の国際経済交流事業等との関係を、全体的包括的な視点から見直すとともに、国際化事業をもっとも効率的、効果的かつ公平性に反するがないように推進していく必要がある。（意見）

#### b. 労政雇用課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
地域若者サポートステーション運営支援事業費補助金	イヨテツケーターサービス株式会社	1,900,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

平成14年の就業構造基本調査によると愛媛県の若年失業率はワースト3位、又同調査のデータをもとに平成17年の内閣府が行った研究調査によると、愛媛県の若年無業者（ニート（Not in Education, Employment or Training）が若年人口に占める割合は全国ワースト5位という結果がでている。

一方、ニート支援の総合窓口として地域若者サポートステーションを全国各地に設置する国のモデル事業が企画されたことに伴い、愛媛県としてもニートの職業的自立支援を目的として県内の支援機関等をネットワーク化し、支援策を機動的に展開するために国のモデル事業企画競争への参加団体を募集し、その中から県の選考委員会での審査を基に推薦し、国において事業実施団体に決定したイヨテツケーターサービス（株）が運営する「えひめ若者サポートステーション」（以下「えひめサポステ」）へのコーディネーターの配置及び活動等に係る経費に対し補助している。

えひめサポステにおける平成18年度の相談件数目標値600件、実績値1,034件であった。

#### 2. 監査結果

この事業が当初の使途通りになされているかどうかについては、県として事業者の実績報告に基づいての事業者へのヒヤリング調査、支出関係書類等の確認を行って、この事業が当初の目的通りになされているかについての確認はできているものと思われた。

平成18年度の8ヶ月の事業実績では、ニート支援の課題を分析し次のステップにつなげることまではできなかったが、この事業が目指す先はニートの実態を、理解、又分析して次のステップがなされるためのものであるはずであり、又前述した愛媛県のニートの割

合等からして、県としてさらなるステップとなる具体的方策を検討し、事業化していくかねばならないと思う。（意見）

#### b. 労政雇用課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
認定訓練助成事業費 補助金（運営費）	大洲建設業共同高等技術専門校	1, 167, 550
	社団法人 松山共同職業訓練協会	6, 579, 236
	有限会社 バッドボーイズ	1, 076, 435
	愛媛県管工事協同組合連合会	2, 524, 538
	今治地域造船技術センター	5, 184, 000

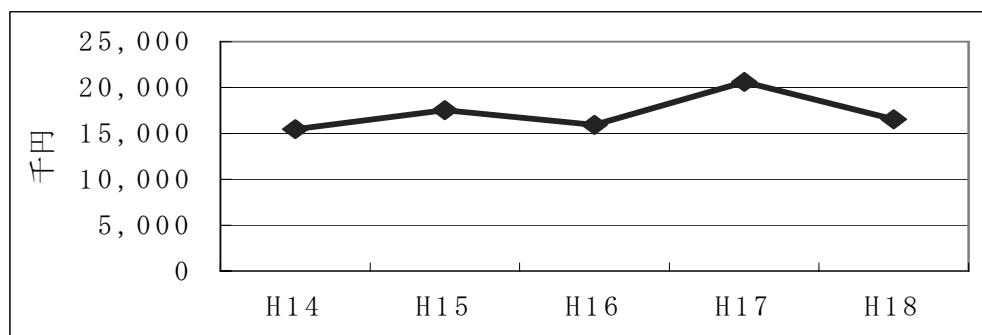
#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

民間の事業主等による職業訓練に要する経費の一部を助成し、訓練の実施を促進することにより、多くの労働者が技能の習得及び向上を実現し、企業に必要とされる人材の育成を促進することを目的とするもので、職業能力開発促進法第 24 条の認定職業訓練を実施する事業主等に対してその運営に要する経費の一部を補助するものである。

##### (2) 過去の支出状況

認定訓練助成事業 費補助金（運営 費）上記 5 施設補助 支出額合計	単位：千円				
	H14	H15	H16	H17	H18
15, 460	17, 523	15, 939	20, 614	16, 532	



#### 2. 監査結果

職業能力開発促進法においては、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定と労働者の地位向上をはかること、にある。

現在の補助は、当該職業訓練の運営費の一部について補助率を決めて支出しているが、

個々の労働者の訓練への参加、訓練の実施をすることに対するものである。しかしながら、訓練成果、例えば技能検定等のあるものについてはその合否を考慮して補助率の増減をすることにより、事業主側に労働者の能力アップ努力をより期待できるのではないか?(意見)

c. 労政雇用課雇用対策室

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
愛媛県建設業離職者対策推進事業費補助金	社団法人愛媛県建設業協会	7,577,290

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1)補助金等の目的、趣旨

公共事業等の大幅な減少等により、建設業界の落ち込みが激しく、建設業離職者等の増加が懸念されるため、建設業労働者で離職した人の円滑な再就職を支援するため、(社)愛媛県建設業協会が建設業離職(予定)者を対象に実施する職業相談等の取り組みに対して補助を行うものであり、平成 18 年度の新規事業である。

事業の内容としては、①職業相談: 東予、中予、南予の各地域において相談員を 1 名づつ配置し、土日祝日を除く平日週 2 日、区域内の各支部を巡回し職業相談を実施している、②求人開拓: 東予、中予、南予の各地域において、建設業離職者が希望する再就職業種・職種に応じた求人開拓として、土日祝日を除く平日週 3 日求人開拓(企業訪問)を実施、③転職支援セミナーを東予、中予、南予の各地域において転職支援セミナーを実施、となっている。下記が実績数である。

### 職業相談

	実施日数 (日)	相談件数		実相談者数 (任)	就職者数 (人)
		電話(件)	来所(件)		
東予	234	345	326	121	50
中予	243	79	130	58	38
南予	242	214	258	119	38
県全体	719	638	714	298	126

### 求人開拓

	実施日数 (日)	訪問企業数 (社)	求人実績	
			件数(件)	求人数(件)
東予	234	560	102	177
中予	243	113	2	2
南予	242	152	26	36
県全体	719	825	130	215

### 転職支援セミナー

	開催回数 (回)	参加者数 (人)	就職者数 (人)
東予	3	17	2
中予	0	0	0
南予	5	29	2
県全体	8	46	4

上の総事業費は 15,154,581 円であり、この 50%部分である 7,577,290 円に対して補助金がでている。

上表において、東予地域は有効求人倍率が 1.0 を超え、人手不足となっており、他地域に比べて再就職が容易であり、相談員の活動が反映されやすい状況であった。又中予地域は就職情報が豊富で、民間企業や団体による就職セミナーが多数開催されていることもあり、結果的に利用が少なかった。又南予地域は愛媛労働局集計の企業人員整理数に占める建設業の割合が他地域に比べて大きくなっているほか、地域全体の景気の落ち込みが激しいため、有効求人倍率も低く、相談者に占める再就職者の割合が低くなっている、とのことであり、平成 19 年度は補助金上限を 300 万円(平成 18 年度は 900 万円)に減額、相談員も 3 人→1 人に減員している。

## 2. 監査結果

公共事業の縮小の影響により突然の倒産や事業廃止による離職者が増加している中、建設業離職者に焦点を当て建設業協会の申請に応じた形となっている。

県としては、

- ・職業相談--- 相談者の希望に応じ、公共職業安定所への求職申込みから、会社訪問・面接への同行など、きめ細かな支援を実施。
- ・転職支援セミナー ----履歴書の記入の仕方や、面接の受け方などの講義を実施。
- ・企業訪問---- 相談者である離職者が希望する業種・職種に沿って、相談員が地域の企業を訪問し、新たな求人を開拓する他、企業に対しハローワークへの求人手続方法の助言

等を行い、相談者に行ったアンケート調査によると、役に立ったという回答が全体の 7 割を超えており効果はあったということである。

なお、平成 19 年度との 2 カ年で一応所期の目的を達成したということで事業を終了している。

以上に対し、監査人としてはもちろん建設業離職者にとってやった方がやらなかつたより良かったということはいえると思われるが、費用対効果としてはどうだったのかという問題提議をしたい。即ち、上の職業相談、転職セミナーで各自で就職者が 126 名、4 名となっているが、そもそもこれらの就職者がこの職業相談という事業を仲介として就職なされたわけではないし、求職をする人のために公共職業安定所があり、さらに就職情報誌等の情報を見て離職者が、職安を通じて、あるいは自ら企業に問い合わせて訪問をして面接を受けて就職が決まるのが普通ではあろう。

また、企業訪問して求人実績を聞いても、求人する側の企業は面接等で就職希望者の人となりを判断して就職を決定するのであるから、余り効果がないと思われるのだが。

さらに、8 回のセミナーを実施して 46 人の参加(平均すると 1 回当たり 6 名弱)があつても、このセミナーを契機に就職が決まったとは考えにくいのではないか。(意見)

さらに、結果としてではあるが、上の表でわかるように担当した相談員等の活動差が著しい(ちなみに給与は同じ)ことも触れておきたい。(意見)

## B. 産業支援局

### a. 産業創出課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
プロテイン・アイランド・松山 国際シンポジウム開催負担金	プロテイン・アイラン ド・松山 国際シンポ ジウム実行委員会	2,000,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

愛媛県は、愛媛大学、松山市、松山商工会議所と共に、バイオ産業クラスターの形成に向けて、「プロテイン・アイランド・松山 国際シンポジウム」を開催し、その費用の一部を負担している。

愛媛大学の遠藤教授が完成させた「無細胞タンパク質合成技術」は、小麦胚芽抽出液に

より、任意のタンパク質を合成することができる世界初の画期的な技術であり、生きた細胞からタンパク質を取り出す従来方法に比べ、はるかに迅速かつ安全にタンパク質を得ることができ、創薬の研究などに貢献できる世界に誇る技術であるとの評価のもと、平成15年度に「バイオ産業創出支援事業」を創設し、この研究成果を県内の産業に結びつける取り組みを推進している。同シンポジウムは、大学の研究や本県の取り組みをPRし情報交換を行い、もって地域産業の活性化を図る目的で開催されている。

県は、平成16年度から18年度までは2百万円（全体の約25%）、平成19年度は1.8百万円の負担金を拠出している。

## (2) 過去の支出状況

ここ4年間の愛媛県およびその他の共催者の支出額は下記のようになっている。

プロテイン・アイランド・松山 国際シンポジウム開催負担金 単位：千円

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
愛媛県負担金	2,000	2,000	2,000	1,800
松山市負担金	4,000	4,000	3,600	3,600
愛媛大学負担金	2,000	2,000	2,000	2,000
松山商工会議所負担金	100	500	400	300

## 2. 監査結果

平成18年度の決算状況をみてみると、前年度よりの繰越金555千円に対して、翌年度繰越1,158千円となっている。実行委員会規約では、単年ごとの延長で行われており、第9条では『本会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。』こととなっている。残高が年々蓄積されるべき事業ではないので、余剰分に見合う負担金相当額については翌年度の拠出の減額により調整し、余剰残高の発生しない予算の設定をすべきである。（意見）

また、決算書には、監事の記名と押印がなされているが、責任を明確にするために自署によることとすべきである。（意見）

さらに、監事には民間団体の長が2名となっているが、形式的な監査にならないよう、行政職員が予算に従った支出を適切に行っているかどうかについての十分な判断を期待する。（意見）

a.産業創出課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
愛媛県未来型知識産業創出支援事業費（アクティブ・ベンチャー）補助金	セーバーテクノロジーズ(株)	30,000,000
	(株)アドメテック	25,000,000

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
愛媛県未来型知識産業創出支援事業費（ミニ・アクティブ・ベンチャー）補助金	新興工機(株)	2,500,000
	朝日共販(株)	1,810,000
	新井産業(株)	2,500,000
	(株)オーエムアイ	1,000,000
	(有)ナカムラマーク	1,100,000
	西染工(株)	1,100,000
	八水蒲鉾(株)	1,500,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1)補助金等の目的、趣旨

a. アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金

愛媛県は、県内で創造的知識を生かして事業を起こそうとする個人や創業間もない起業家をはじめ、新たな事業分野への進出を目指そうとする中小企業に対し、研究開発や販路開拓等に要する経費を補助するとともに、県の工業系試験研究機関による総合的な支援を行うことにより、県内における未来型知識産業の創出を促進する目的で本補助事業を平成11年度より行っている。

支援事業希望者から提出された事業計画書は、知事の委嘱を受けた産業界代表者や学識経験者からなる委員10名の審査会により、事業性等の評価がなされ、平成12年度より毎年1件ないし2件の事業が採択されている。補助は最長2年まであり、補助対象経費は、事業実施に必要な研究開発費（試作費を含む）、市場調査費及び市場開拓費であり、補助率10／10以内、補助限度額年2,500万円となっている。

補助の条件として、補助事業は原則として愛媛県内において行うこととされ、補助終了後2年以内に県内で開業することとされている。

また、開業後5年間は県内において事業を行うこととしており、開業後収益が生じたときは、交付した補助金額を限度にその全部又は一部を納付することとされている。

b. ミニ・アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金

ミニ・アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金は、アクティブ・ベンチャー支援事業の小規模枠であり、県内に事業拠点を設け、新たに事業を開始しようとする個人や県内に事業所を有する中小企業者を対象とした未来型知識産業創出支援事業である。「医療・福祉、バイオテクノロジー」「情報通信」「環境」の新規成長分野にあたる事業の新技術、新製品等の研究開発・それ以外の事業分野「一般」にあたる事業等の新技術、新製品等研究開発を対象として研究開発、市場調査、市場開拓に要する経費について 250 万円を限度に補助するものである。

わかりやすくするために、両事業の内容を対比してみると、以下のとおりである。

	アクティブ・ベンチャー支援事業	ミニ・アクティブ・ベンチャー支援事業
目的	県内における未来型知識産業の創出	平成 15 年度より、アクティブ・ベンチャーの小規模枠として創設
対象者	県内で新規事業開業する個人 県内で創業 3 年以内の中小企業者 新規事業開業の県内中小企業者 同上の県内拠点設置県外中小企業者	県内で新規事業開業する個人  県内に事業所を有する中小企業者
対象事業	著しい新規性のある創造的知識を生かして（または、工業系試験研究機関の研究ポテンシャルを生かして）行う、リスクの高い新技術・新製品等の研究開発（試作を含む）、市場調査、市場開拓	新技術、新製品等研究開発（試作を含む）及びそれにかかる市場開拓、市場調査費
対象経費	研究開発（試作を含む）、市場調査、市場開拓に要する経費（人件費については、月額 30 万円／人以内）	研究開発（試作を含む）、市場調査、市場開拓に要する経費
補助率	10 / 10 以内	10 / 10 以内
補助限度額	3,000 万円／年・件（注 1）	250 万円／件
補助期間	2 年以内	1 年程度
収益納付	事業化後、収益より補助金額を限度に全部又は一部を納付	同左（平成 17 年度より適用）
事業地域	原則として県内で行う	同左
開業要件	開業後 5 年間は、県内で事業を行う	同左

指導	開業後 5 年経過まで、県の派遣する専門家（会計士、税理士、経営コンサルタント等）の経営・経理指導を受けること	補助事業期間及び補助事業終了から 1 年間、県が派遣する専門家の支援やアドバイスを受けること
その他の支援	(ソフト面) ベンチャーサポートチームの編成による支援・研究成果発表の機会の提供	(ソフト面) ベンチャーサポートチームの編成による支援(平成 17 年度より適用)・研究成果発表の機会の提供
	(ハード面) 工業系試験研究機関の無償利用・テクノプラザ愛媛等のインキュベートルームの優先入居	(ハード面) 工業系試験研究機関の無償利用
審査機関	産業界代表 5 名、学識経験者 5 名からなる事業評価審査会にて決定	県の工業系試験研究機関の職員 4 名からなる産業技術調整協議会工業技術調整部会にて決定(学識経験者 3 名が審査アドバイザーとして出席)

注 1. 平成 18 年度より 2, 500 万円

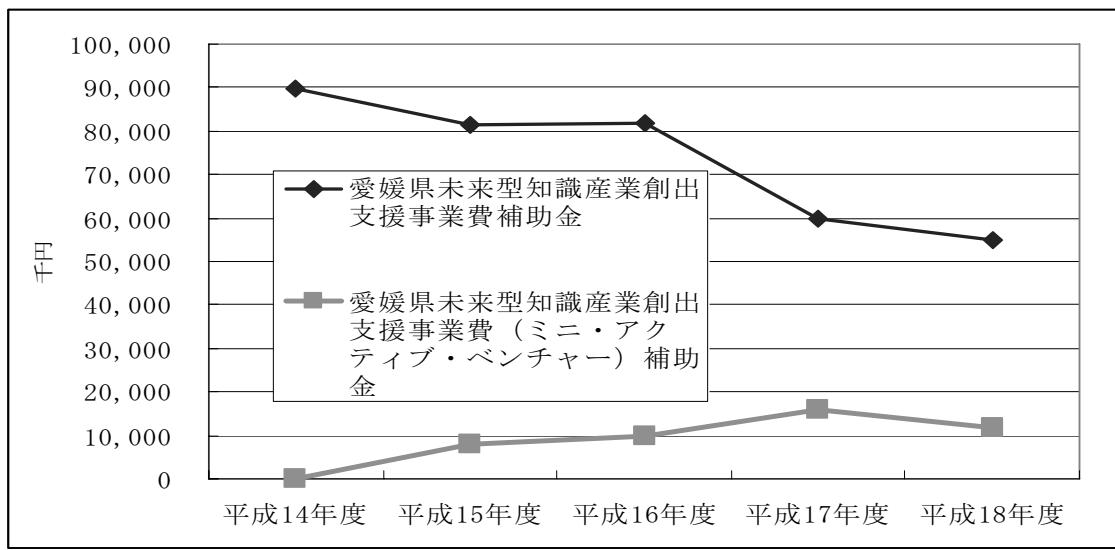
## (2) 過去の支出状況

ここ 5 年間の補助金総額は下記のようになっており、その支出額は合計でも減少してきている。(グラフも参照)

愛媛県未来型知識産業創出支援事業費補助金 単位：千円

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
アクティブ・ベンチャースポーツ事業費補助金	89,877	81,259	81,664	60,000	55,000
ミニ・アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金	—	8,108	10,004	15,935	11,818
合計	89,877	89,367	91,668	75,935	66,818

(千円未満切捨て)



## 2.監査結果

### 要綱の遵守について

愛媛県未来型知識産業創出支援事業実施要綱の第8条（補助）第2項において  
補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業は、原則として愛媛県内において行うこと。
- (2) 補助終了後（補助金の交付が初年度のみの場合はその翌年度終了後）、2年以内に県  
内で開業すること。
- (3) 開業後5年間は、県内において事業を行うこと。
- (4) 開業後5年間は、県の派遣する会計士等の指導を受けること。
- (5) 開業後収益が生じたときは、交付した補助金額を限度にその全部又は一部を納付す  
ること。

と規定されている。

a. 収益が発生した場合に補助金額を限度にその全部又は一部の納付を求める規定につい  
て

愛媛県アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金交付要綱では、第12条において補助  
事業の完了時点での実績報告書の提出、さらに第21条においては、開業後5年間を過ぎ  
るまでの間の毎営業年度終了後2月以内に企業化状況報告書を県に提出することを規定し  
ている。収益納付については、第23条において上記の企業化状況報告書により補助事業  
により収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県  
に納付させることができるものとすると規定されている。

愛媛県アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金取扱要領では、実施上の注意事項3にお

いて、上記の企業化状況報告書に基づき収益があると認められた場合の県への納付額の算出方法が記載されている。

収益納付を求める期間については、補助金交付要綱に基づく企業化状況報告書の提出期間である開業後 5 年間としていることであるが、当該報告書の提出義務を 5 年間としていることをもって、それ以降の収益納付を求めないことは、事業実施要綱において収益納付の期限を設けていないことと矛盾することとなる。このままでは、開業後 5 年経過後に収益をあげた場合の収益納付の取扱が不明確である。

収益納付を求める期間を 5 年間とするのであれば、事業実施要綱においても期限を明記するなど、整合性のある規定にすべきであった。（意見）

#### b. 会計士等の指導について

補助終了後、企画された結果が実現することを支援するために、補助金の支出の後に専門家による派遣指導を行うこととしている。

技術だけでなく経営の面からも支援していく必要があることから、専門家の派遣による正確な経営指導は不可欠と考えるが、アクティブ・ベンチャー支援事業実施後のフォロー状況は下記の一覧表のとおり、報告書の提出が遅延した事例や実施要綱に規定された専門家の指導が十分に実施されていない事例が見受けられる。

専門家の指導が実施されていない事例があるのは、「補助事業対象者は顧問の会計士等を有する企業が多く、これら企業に県が別途に会計士等を派遣する必要性が低いことから、実際の運用としては企業の要望に基づき必要な専門家を派遣していたためである」とのことであるが、一部の企業においては、企業化状況報告書の提出が遅延する等、支出後における経営面の指導が不十分である。この事業を立ち上げた際の目的「県内における未来型知識産業の創出」のため、頻繁に事業者の状況を継続的にフォローし、適切な指導をしていかねばならない。（指摘）

(平成 20 年 2 月現在)

補助年度	事業者名	テーマ名	補助金支 払額(千 円)	開業日	企業化状 況報告書 提出日	公認会計士 等 派遣実績
12・13	(株)いうら	各種部品へ適用できるカラ 一成形品(金属軸材の拡径成 形品)の開発	⑫28,685 ⑬30,000	H14. 4. 1	H15. 5. 31	H14. 11. 15
					H16. 5. 30	H15. 12. 24
					H17. 5. 31	H17. 9. 2
					H19. 1. 29	
					H19. 12. 14	
	東予生コンクリー ト株	リサイクル資源(石炭灰、ガラ ス粉等)を生かした粗粒セラ ミックスの用途開発	⑫30,000 ⑬29,206	H15. 6. 6	H16. 5. 31	H16. 1. 16
					H17. 5. 31	H17. 10. 7
					H18. 4. 28	
					H19. 4. 28	
13・14	(株)システムエルエス アイ	筋電信号による次世代情報 端末用入力インターフェース 装置の開発	⑬30,000 ⑭30,000	H15. 4. 1	H15. 7. 31	H16. 1. 13
					H16. 7. 31	H17. 12. 21
					H17. 7. 31	
					H18. 7. 31	
					H19. 7. 31	
	クレストデジタル ズ株	ブロードバンド(広域帯)に 対応した、コサートチケット予約シ ステム開発	⑮30,000 ⑯29,877	H15. 4. 1	H15. 6. 30	H16. 1. 7
					H16. 6. 30	H17. 12. 22
					H17. 6. 30	H18. 8. 25
					H18. 6. 30	H18. 10. 11
					H19. 6. 30	
14・15	(株)ピーエスシー	医療情報の標準規格を備え た低価格電子カルテの開発	⑰30,000	H16. 4. 1	H18. 1. 27	希望なし
					H18. 3. 18	
			⑱30,000		H19. 3. 15	
					H20. 2. 29	
15・16	(株)エヌ・ケイ・エ ル	産業廃棄物を主原料とした ペレタイジング方式による 粗骨材の製造	⑲30,000 ⑳30,000	H18. 7. 1	H19. 1. 26	H19. 3. 12
					H19. 8. 20	
	(株)サバン	ネットセキュリティ効率化 システムの開発	㉑21,259	H17. 4. 1	H18. 2. 17	希望なし
					H18. 7. 24	
			㉒21,664		H19. 8. 31	
16・17	(株)谷口金属熱処理	クリーンなホットガスを活	㉓30,000	開業準	H18. 12. 26	開業後予定

	工業所	用したエコ等温熱処理炉の商品化	⑪30,000	備中	H19.12.26	
17・18	セーバーテクノロジーズ㈱	動画データ欠損・劣化部分のデジタル自動修復技術と作成システムの開発	⑪30,000	H19.4.1	H19.9.27	希望なし
			⑫30,000			
18・19	㈱アドメテック	高周波誘導加熱を応用した、人体用がん焼灼システムの開発(子宮頸部がん用高周波磁場発生装置の開発)	⑬25,000	事業 実施中		一
			⑭25,000			

なお、上記表の10事業者のうち補助事業で開発した製品の売上状況は以下の通り。（事業実施中及び開業準備中の2社を除く）

売上高	補助事業者数
1億円未満	2社
5,000万円未満	1社
1,000万円未満	1社
100万円未満	4社（うち2社は0円）

### b. 経営支援課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
(A) 第25回全国城下町シンポジウム今治大会補助金	社団法人今治青年会議所	2,000,000
(B) 小規模事業指導費補助金	商工会議所 商工会連合会	1,785,474,136
(C) 中小企業団体中央会補助金	愛媛県中小企業団体中央会	154,723,934
(D) 中小企業経営革新支援事業費補助金	各事業者	2,914,000
(E) 中心市街地活性化基金事業費補助金	商工会議所 商工会	2,003,500
(F) 小売商業支援センター事業費補助金	財団法人えひめ産業振興財団	6,099,000
(G) 商店街振興組合指導事業費補助金	愛媛県商店街振興連合会	2,718,000